

時価算定会計基準案の議論、大詰め—ASBJ、金融商品専門委

去る1月10日、企業会計基準委員会は第140回金融商品専門委員会を開催した。

公正価値測定ガイダンス・開示に関して、第399回親委員会および今回の専門委員会、文案や改正案が示され、検討が行われた。

適用時期等

適用時期については、「2020年4月1日以後開始する事業年度の期首からの強制適用とする。ただし、同事業年度末決算からの適用も認める」というこれまでの事務局案から変更はなかった。

親委員会の委員からは、「まだ準備期間が短い」という意見があった一方、「この案で意見を聞いてみていいのでは」という意見もあった。

投資信託の経過措置
時価算定適用指針案の、投資信託の経過措置については、「経過措置を利用した場合の投資信託の時価のレベルについて、算定日において基準価格で無条件に解約可能であって、当該基準価格を時価とする場合は、当該投資信託の設定・解約取引が活発か否かに応じてレベル1又は2とする」取扱いが示されている。

① 時価の算定に関する会計基準の文案
② 時価の算定に関する会計基準の適用指針の文案
③ 金融商品に関する会計基準

の改正案

- ④ 金融商品の時価等の開示に関する適用指針の改正案
- ⑤ 金融商品の時価等の開示に関する適用指針（開示例）の改正案
- ⑥ 棚卸資産の評価に関する会計基準の改正案
- ⑦ 四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針の改正案
- ⑧ 金融商品会計に関する実務指針の改正案
- ⑨ 金融商品会計に関するQ&Aの改正案
- ⑩ 外貨建取引等の会計処理に関する実務指針の改正案

①から⑦は、1月11日開催の親委員会でご発表議論を行い、それを受けて⑧から⑩は、日本公認会計士協会での常務理事会での審議を依頼し、同時に公表したい旨が示された。

この事務局の方針に対して、専門委員からは、「拙速に決めるようなことにならないようにしてほしい」という意見があった。

意見募集期間

意見募集期間は約2カ月半とし、予定どおり公表議決された場合は、コメント期限は3月29日とする事務局案が示された。

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
2月12日(火)まで (10日が日曜、11日が休日のため)	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(平成31年1月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税を含む。
2月28日(木)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(平成30年12月期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(平成30年11月期) 2カ月延長法人(平成30年10月期) ④ 消費税確定申告(1カ月ごと)(12月期) ⑤ 消費税確定申告(3カ月ごと)(3、6、9、12月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・6月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(12月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(3、6、9月期) ⑧ 決算期の定めのない人格のない社団等の法人税の申告、納付	②～⑧ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。 ⑧ 12月末日が決算期とみなされる。
2月中の市町村条例で定める日まで	⑨ 固定資産税(都市計画税)第4期分の納付	

(付記) 個人の申告等の法定期限は所得税・復興特別所得税・贈与税・住民税・事業税・国外財産調書は3月15日まで、消費税・地方消費税は3月31日(日曜につき4月1日)まで、相続税は相続があったことを知った日から10カ月以内である。

リースに関する修正国際基準、公表—ASBJ

去る2018年12月26日、企業会計基準委員会は第399回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

リースに関する修正国際基準の公表議決

IFRS 16号「リース」等がエンドースメント手続の対象とされた改正「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準）によって構成される会計基準」について、採決が行われ、出席委員全員が賛成し、公表議決された（2018年12月27日公表）。

リース会計基準開発の着手に関する分析

リース基準の開発に着手するか否かの判断材料について、論点を整理しており、その過程で意見が聞かれた次の論点について、審議が行われた。

(1) 延長または解約オプションに関する負債性

借手が有する延長または解約オプションの対象期間に係る支払リース料については、借手は

オプションを行使しないことができるため、リース負債を認識することが適切かとの意見が聞かれていた。

これに対し、事務局は、「わが国の会計基準において、IFRS 16号でも維持されている『合理的に確実』という閾値によりオプションの対象期間をリース期間に含めてリース負債を計上することは否定されない」との分析を示した。

委員からは、「不動産は『合理的に確実』な見積りができないのでは」、「法的な義務がない場合も計上できるのはリスクがある」などの意見が聞かれた。

(2) リースに関する資産および負債の計上と賃貸借契約の關係

オペレーティング・リースにはいわゆる民法上の賃貸借契約が広く含まれると考えられるが、賃貸借契約において資産および負債を計上することについて追加的な検討が必要ではないかとの意見が聞かれていた。これに対し、事務局は「わが

ポジティブ・メンタルヘルス

一方通行のない世界

メンタルクリエイト
江口 毅

運転初心者の知人が、一方通行の道に入り込んでしまった失敗談を聞かせてくれました。その知人は、「一方通行がない街で暮らした」と愚痴をこぼしていました。たしかに東京は一方通行の道に難儀することがありますが、さすがに一方通行がない街はないだろうと思いついて聞きました。しかし、他者との関係においては一方通行はないのだろう。そんなことをぼんやりと考えていました。

それからしばらく経ち、長年介護をしていた相手が亡くなったという方と話す機会がありました。仕事をしながら、言葉が発することができなくなつた相手を介護することとは、周囲には想像もできないさまたまな思いがあつたことだろうと思います。その方は悲しみに暮れ、「もつとできたことがあつたのではないか」、「あれもこれもやってあげればよかった」などばかり考えているようでした。それだけ相手のことを心から思っ

ていた証であり、だからこそどんなに頑張っても後悔は残るのだろうと思います。しかし、その気持ちはどこか一方通行のように感じました。お亡くなりになった方は、きっとこんな気持ちだったのではないのでしょうか。

最期までそばにいてくれて、本当にありがとう。わたしは幸せだったよ。仕事が大変なのに、昼間イヤなこともあっただろうに、いつも笑顔でわたしのお世話をしてくれて、本当に嬉しかったよ。たくさん「ありがとう」って言いたいよ。何度も何度も言いたいよ。だから、自分を責めないで。わたしは心から幸せを感じていたのだから。会えなくなるのは悲しいけれど、ずっとそばにいるよ。あなたと過ごせた日々は忘れないよ。本当にありがとう。

このように、他者との関係における思いはいつだって双方向であるはず。私たち

が他者との関係に悩むとき、自分の思いが一方通行であると思い込んでいることが少なくありません。期待が裏切られた思い、喜びが分けちあえない悲しさ、自分だけが怒っているときの寂しさ、片思いの切なさなど、誰しも経験したことがあるでしょう。そのとき、相手が自分と同じ思いを感じてくれるとは限りませんが、相手も何かしらの感情を抱いていることはたしかです。喜びも怒りも哀しみも楽しさも、互いに何かしら感じているという意味では一方通行はないと思います。私たちは、思いが一方通行だと感じたとき、悲しくなり、自分を責め、自分に足りないことやできていないところを探してしまします。しかし、相手も自分に対して何かを感じ、見えなくても何かのメッセージを発しているということを想像したとき、思いは双方向となり、自分を責める気持ちは小さくなり、悲しみはゆっくり溶けていくのでしょうか。

国の民法によれば、リース物件が借手に引き渡されたのみでは、借手は法律上の無条件の義務を負うとは必ずしもいえないが、IFRS 16号では、リース物件（原資産）の支配に着目する観点から、会計上考慮すべき主要な貸手の義務として、リース物件の引渡義務に焦点が当てられているものと考えられる。

このような捉え方は、法律上の無条件の義務には該当しないとしても、有用な情報開示の観点からは採り得る方法」と分析した。

委員からは、「日本の賃貸借契約には特異なものもある中で、注意すべきでは」などの意見が聞かれた。

専門委員からは「類推適用禁止は言い過ぎではないか」、「基準開発を考える必要があるのではないか」などの意見があった。

約履行のコスト算定にあたり、どのコストを含めるべきかを明確化するように求められたことである。

会計

IAS 38号等に関するアジェンダ決定案への対応を引き続き審議

ASBJ、IFRS適用課題対応専門委

去る1月8日、企業会計基準委員会は第26回IFRS適用課題対応専門委員会を開催した。

② 一定期間にわたる建築物の移転（IAS 23号）

①の審議内容

事務局から「サービスとしてのソフトウェア契約（SaaS契約）に限定した場合には、アジェンダ決定案の内容には不合理な点はない」とのコメント案が提案された。しかし、「SaaS契約以外の取引に類推適用された場合には、意図せざる帰結をもたらす可能性がある」として、「意図せざる帰結を排除するために範囲を限定して対応するのであれば、アジェンダ決定案が

コメント対応

コメント対応が審議された事項は次のとおり。

① サプライヤーのアプリケーション・ソフトウェアに対する顧客のアクセス権（IAS

38号）

①、②ともに審議を踏まえた修正が行われることになった。

公開草案の概要

昨年12月13日に公表された公開草案「不利な契約―契約履行のコスト」（IAS 37号の修正）の概要が事務局より説明された。

この公開草案が検討されるようになった端緒は、IFRS 15号の公表によりIAS 11号が廃止され、不利な工事契約の判定についてもIAS 37号を適用することとされたことに伴い、契

約履行のコスト算定にあたり、どのコストを含めるべきかを明確化するように求められたことである。

経理用語の豆知識

会計上の見積り



財務諸表に計上される一部の項目は、正確に測定することはできず、見積りが必要となる場合がある。経営者が会計上の見積りを行う際に、裏づけとして利用可能な情報の性質および信頼性はさまざまであるため、会計上の見積りに伴う見積りの不確実性の程度は、これらの影響を受ける。見積りの不確実性の程度は、経営者の偏向が意図的であるか否かを問わず、偏向によって見積りが影響を受ける可能性に関連し、会計上の見積りに関する重要な虚偽表示リスクに結果的に影響を与えることになる。

見積りの不確実性の程度は会計上の見積りの性質、会計上の見積りを行うために一般的に広く知られる方法やモデルの存在、または使用される仮定の主観の程度に大きく左右される。監査人は、会計上の見積りに関する重要な虚偽表示リスクを識別し評価するために、会計上の見積りの性質および類型を十分に理解したかについて考慮する。

この20日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2018年 12月27日	改正「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」	ASBJ	IFRS16号「リース」および2017年7月1日から同年12月31日までの間にIASBにより公表された会計基準等を対象としてエンドースメント手続を実施したもの。 https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/jmis/y2018/2018-1227.html	今号情報 フラッシュ
2018年 12月28日	事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について	内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省	2017年12月28日に「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」が公表され、関係省庁は、一体的開示を行うとする企業の試行的取組みを支援するための方策を検討してきたなかで、当該企業の試行的取組みに基づき、記載例が紹介されたもの。 https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20181228.html	—

下値の思惑が広がるドル／円相場

金融

ドル／円相場の膠着状態が続いている。昨年の変動幅は9円91銭、一昨年は11円29銭と確かに小さくなっている。ただ注目すべきは、上下どちらへのトレンドも形成していない点である。長期的にみると、2008年のリーマンショックと2011年の東日本大震災の結果ともいえる円高トレンドで、一時は75円台までドル／円相場の下落が続いた後に、2015年の夏に125円台まで反転した。しかし、その後はレンジ内での小動きが続き、テクニカル分析上は三角保合いを形成中で、現在の水準から上下どちらかに放れていく時期が近づいている。

その意味で、1月3日の世界の主要為替市場でほとんど取引が行われていない時間帯に、一時的とはいえ104円台まで円高が進んだのは、注目すべき動きだった。長期トレンドでみた三角保合いの下値支持線を試していく動きで、その後はレンジ内に戻ってきたものの、市場関

係者に104円台の水準を意識させた。したがって、今後この水準を再チャレンジしてくる可能性はある。

ここまで円高水準を付けた理由として、米IT企業アップルの業績下方修正が材料視されたとの報道がみられたものの、年頭で薄商いのなかをオーバーシュートしただけとみるほうが適切だろう。

こうしたテクニカル要因は別にしても、円高となる相場材料は多い。まず米中貿易戦争とま

米株価は回復歩調で幕開け

証券

新年早々、世界の株式市場は昨年末から続く株価乱高下となった。もちろんその方向を動かしているのは米市場である。昨年末、トランプ・ショックに襲われた米市場は株価が暴落し、2015年以来3年振りに年間安値引けとなった。

暴落後、米株価は小さな材料に対し反発と下落を繰り返して

でいわれる、米中間の関税をめぐる競争激化のリスクだ。アメリカ企業の業績に、実際に影響を与えるまでに深刻な状況となっており、この結果、今後アメリカの株式市場で明確な相場下落傾向が進むと、ドル／円相場の売り材料になる。

この場合、米FRBは利上げ計画を変更せざるを得なくなる。その結果、日米金利差縮小に一層拍車がかかる。加えて、トランプ大統領が政策金利の引上げに明確な反対を表明していることは広く知られている。今年は、2年間レンジ内取引に終始したドル／円が、久しぶりに明確なトレンド相場となる可能性はある。

きたが、新年になって、パウエル米FRB議長が金融政策について景気や市場にやさしい舵取りを行うという発言をすると、米株価は大きく反応、各国株価がそれに続き、連日上昇を記録した。

この結果、米株価を先頭に主要国株価は12月初旬の暴落前高値にかなり接近するところまで

回復してきた。昨年、例外的に低調であった中国株価もこの流れに乗ってきたことが注目されるが、一方、戻り率が一番低かったのが日本株価である。

この理由は日本株価の戻りが円高・ドル安を伴っていたことであろう。パウエル議長が米金利の引上げをこれから慎重にすると発言すると、市場では日米の金利差縮小から円高・ドル安だ、という連想が働きやすいのである。

円・ドル相場は1ドル＝110円を割ってきたが、これはちょうど1年振りのことである。現在、企業は1ドル＝110円程度を想定して経営しており、この水準を上回る円高は収益にマイナスである。日本企業の泣き所である。これ以上の円高にならないように祈るほかないのが現状である。

米株価はFRB議長の発言に大いに勇気づけられたが、反応の大きさは手元の投資資金が豊富なこと、昨年末は下げ過ぎの感触があったこと、などが影響したと考えられる。